

# 答 申

諮問第184号

## 第1 審査会の結論

和歌山県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において非開示とした部分のうち別表に掲げる部分を開示すべきである。

## 第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成29年4月13日付けで別紙の（1）に記載する公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、別紙の（2）に記載する部分開示決定（以下「本件処分」という。）、開示決定及び非開示決定を行い、平成29年4月28日付け学人第04280001号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成29年5月16日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

## 第3 審査請求の内容要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、変更するとの決定を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、審査請求人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 本件処分の部分開示範囲は、条例第7条第2号ウ、関連する平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（平成18年行コ

第26号事件、同第68号事件(確定))、平成23年2月2日大阪高等裁判所判決(平成22年行コ第153号事件(確定))等に照らし、違法な非開示部分を含むものである。上記諸判決においては、学校において教師が行った体罰は、加害教師に関しては、「職務の遂行に係る情報」とであると認定され、公務員のプライバシーでないとされている。これらの判決により、プライバシー型の条例を有する兵庫県、神戸市その他関西の多くの自治体の教育委員会では、体罰事故報告書の学校名、校長名、加害教師名等は原則開示とされてきている。

- (2) 条例第7条第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を「非開示情報」としているが、さらに「ただし、次に掲げる情報を除く。」として、その例外を規定している。そのウは、「当該個人が公務員等(括弧内略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」とし、これらの情報は開示すべきものと規定する。換言すれば、公務員の職務遂行情報については、「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」であっても、開示せねばならないはずである。また、特定の個人を識別できないものであれば、そもそも条例第7条第2号に該当しない。
- (3) 本件対象公文書の内、特に「県立学校教職員事故報告」、「体罰に係る調査結果(県立学校分)」、「教職員の処分について(案)」、「処分 小中学校」については、記載されているのは体罰情報を中心とした「職務の遂行に係る情報」のみであり、

公務員のプライバシーに関わる具体的な懲戒処分等の内容の情報は記載されていない。(中には「処分」等と記載があるものもあるが、「案」にすぎず、また具体的内容も不明である。) また、これら以外の文書については、懲戒処分等の内容にかかわる記載があるが、そこにも体罰の情報が記載されている以上、プライバシー型の条例ではなく、個人識別型の条例においては、両者をあえて識別する必要はなく、「職務の遂行に係る情報」である以上、同様の判断をすべきである。

- (4) 本件対象公文書においては、「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が非開示とされている。具体的には、学校名や一部の市町村名、校務分掌等である。どの自治体のどの学校に属し、どのような校務を担当しているかは、「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容」そのものであるから、これらについては、仮に「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」であったとしても、条例の自然な解釈として開示しなければならないはずである。さらにそもそも、市町村名や学校名や校務分掌が開示されたとしても、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」とは原則的にいえない。公務員ではない被害児童生徒についても、学校名等を開示しても特定は不可能であり、そのことは体罰事故報告書における被害児童生徒のプライバシー該当性を当然の前提としつつ、これらの開示を認めてきたこれまでの裁判例からも明らかである。また、加害者、被害者、校長等の年齢、生年月日等が非開示とされている部分もあるが、これらも個人識別情報とはいえない。

以上から、非開示が正当化されるのは、関係者の住所、氏名のみで十分である。

- (5) また、実施機関の弁明書の非開示理由は、条例第7条第2号に該当し、特定個人を識別でき、個人の権利利益を害するおそれがあると漫然と繰り返し述べるにとどまり、条例解釈を展開

するものでも関連判例を吟味するものでもなく、非開示の根拠とはなりえない不当なものである。本件処分を取り消し、変更するとの決定を求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書、審査請求に対する弁明書、審査会への提出資料並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 対象公文書について

本件審査請求の対象公文書(以下「本件対象公文書」という。)は、別紙の(2)に記載する文書1から文書11である。

##### (1) 文書1及び文書2について

文書1及び文書2は、県立学校の体罰に係る報告書である。文書1は、校長から聴取した内容を記載したもので、懲戒処分や監督上の措置(以下「懲戒処分等」という。)との関係は、懲戒処分等の決定に際し、総合的に考慮して判断するための資料である。文書2は、文部科学省体罰調査の結果を表にしたものであり、懲戒処分等との関係は文書1と同様である。

##### (2) 文書3から文書11までについて

文書3から文書11までの文書は、市町村立学校の体罰に係る報告書である。

##### ア 文書3から文書5まで

文書3から文書5までは、体罰に関する市町村立学校の教職員の非違行為に対して、市町村教育委員会の処分案が掲載されているものである。市町村立学校の教職員の非違行為のうち、懲戒処分等となるものについては、服務監督を行う市町村教育委員会からの内申を受け、任命権者である県教育委員会が処分を行う。文書3は文書11の表中15と同じ事案にかかる文書であり、懲戒処分となったものであり、文書4及び文書5は、懲戒処分ではなく監督上の措置となったものである。

イ 文書 6、文書 7、文書 8 及び文書 10 について

体罰に関して市町村教育委員会が作成した事故報告であり、市町村教育委員会の処分が掲載されているものである。

ウ 文書 9 について

教職員への懲戒処分に関し、県教育委員会の処分審査委員会の資料として作成されたものである。文書 9 において具体的な処分の記載はないが、文書 3 及び文書 11 の表中 15 と同じ事案にかかるものであり、最終的に文書 9 に記載された教職員が懲戒処分を受けたものである。

エ 文書 11 について

体罰に関する文部科学省の調査報告資料作成のために、市町村教育委員会から聞き取った内容をまとめたものである。表中氏名欄に記載された教職員は全て懲戒処分等を受けたために記載されている。また、校長氏名の欄に記載された校長も全員何らかの処分を受けたため記載されており、校長氏名欄に記載のない事案は校長が処分を受けなかったものである。

2 本件処分について

本件対象公文書のうち、別紙の(2)の表中②に記載する部分を、条例第7条第2号に該当し、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるとの理由から非開示とした。

(1) 文書 1 及び文書 2 について

学校名及び個人名を開示することで、教職員及び被害生徒が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあるという理由で非開示とした。文書 1 及び文書 2 は、懲戒処分等の情報そのものではないが、記載されている教職員の処分や指導等につながる情報であると考えた。また、学校名、個人名が公になることにより、被害生徒等が特定され、個人の権利利益を害するおそれがあると考えた。

(2) 文書3から文書11までについて

別紙の(2)の表中②に記載する学校名、個人名、年齢、生年月日、住所、役職、組、文書記号のうち市町村名、市町村教育委員会名、市町村教育委員会の印影等を開示すると、教職員や被害生徒が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあると考えた。

なお、年齢については、和歌山市などであれば教諭の人数も多いが、県内の小規模の市町村であれば、教諭の人数が少なく、教諭と校長の年齢の組み合わせで、教諭が識別される可能性があると考え、そこを基準として、小学校及び中学校の教諭及び校長の年齢は一律で非開示とした。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

### 2 本件処分の妥当性について

#### (1) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、

なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報とするものである。

ただし、個人を識別することができる情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、同号ただし書アにおいて、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報は非開示情報から除いており、また、県の機関の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点から、同号ただし書ウにおいて、当該個人が公務員等である場合の職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分の情報は非開示情報から除いている。また、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の個人名については、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、同号ただし書ウとともに、同号ただし書アが重疊的に適用され、個人情報としては非開示とはならないことになる。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 文書1及び文書2について

実施機関は、学校名、教職員の個人名を公にすると、教職員及び被害生徒が識別され、個人の権利利益を害するおそれがある旨主張する。

しかしながら、文書1及び文書2に記載されている情報は、公務員の職務遂行に係る情報であり、また、実施機関の説明によると、人事異動の公表の際には各所属ごとの教職員の職名及び個人名を記載した資料を報道機関等に配付しているとのことであり、教職員の個人名自体は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると解される。また、実施機関は、学校名及び個人名を開示すると、本件対象公文書の一部において部活名や部活動における役割等が既

に開示されていることから、被害生徒の特定につながると主張しているように解される。しかし、情報公開制度における特定の個人の識別性の判断においては、原則として、一般人を基準とし、一般人が通常入手し得る情報との照合により、特定の個人を識別することが相当程度の確実性をもって可能と認められるか否かで判断するのが妥当である。そこで、一般人を基準に考えると、一般人が入手し得る学校内部の情報は限られており、一般人が当時の部員名簿等を入手することは困難であることからすると、他の情報と照合することにより、特定の被害生徒を識別することができるとはいえない。

よって、学校名及び教職員の個人名は、条例第7条第2号に該当せず、開示すべきである。

#### イ 文書3から文書10までについて

実施機関は、別紙(2)の表中②に記載する学校名、個人名、年齢、生年月日、住所、役職、組、文書記号のうち市町村名、市町村教育委員会名、市町村教育委員会の印影を公にすると、教職員及び被害生徒が識別され、個人の権利利益を害するおそれがある旨主張する。

文書3から文書10までの文書は、実施機関又は市町村教育委員会による教職員に対する懲戒処分等が記載されているものである。教職員に対して行われた懲戒処分等の情報は、公務員の職務に関連する情報ではあるものの、公務員の立場を離れた個人としての評価を低下させるものであり、私事に関する情報であるといえ、個人名等当該非違行為をした特定個人が明らかになる情報は、条例第7条第2号に該当すると認められる。よって、被処分者に関する情報については、個人に関する情報に該当することが認められるが、このことを前提に、既に開示されている情報等との組み合わせにより、「特定の個人を識別することができるもの」に該当するかどうかについて、以下検討する。

#### (ア) 個人名、生年月日、住所

条例第7条第2号本文前段において非開示情報として「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」と規定されている。

被処分者の個人名は、本件対象公文書において、懲戒処分等の内容が既に開示されていることから、同号ただし書ウに該当せず、同号本文前段に該当し、非開示とすることが適当と認められる。また、被処分者の住所及び被害生徒の個人名も、個人を識別することができる情報に該当することから非開示とすることが適当であると認められる。

また、被処分者の生年月日について、審査請求人は、個人識別情報とはいえない旨主張するが、同号本文前段において、特定の個人を識別することができるものの例示として生年月日が規定されており、条例第7条第2号に該当し、非開示とすることが適当である。

なお、文書9について、審査請求人は、具体的な処分の記載がなく、処分(案)に過ぎず、職務の遂行にかかる情報である旨主張するが、インカメラ審理により見分したところ、本件文書自体には処分の記載はないが、文書3及び文書11の表中15と同一事案にかかるものである。これらと照合すれば当該教職員が処分を受けたことが明らかとなることから、文書9における教職員の個人名は条例第7条第2号に該当し、非開示とすることが適当であると認められる。

(イ) 学校名

被処分者の所属する学校名については、その情報自体は個人識別情報とはいえないが、実施機関の説明によると、各所属ごとの教職員の職名及び個人名については、人事異

動の際に報道機関等に配付し、公表しているとのことである。

このことから、一般人が通常入手し得る情報との照合により、特定の個人を識別することが相当程度の確実性をもって可能であるかどうか判断すると、既に開示されている文書から被処分者の職名が校長であることが明らかである事案においては、学校名は、他の情報との照合により、被処分者が識別され得る情報であると認められる。

一方、校長の職名の記載がなく、被処分者の職名が教諭、講師のみである事案においては、学校名と既に開示されている市町村名、事案の概要に記載されている日時、場所等との組み合わせで被処分者を識別することは可能とはいえないものと考えられる。なお、この場合において、被害生徒を識別することが可能とはいえないことも同様である。

よって、学校名は、被処分者の職名に校長が含まれる文書（文書3、文書4、文書7、文書8及び文書9）においては条例第7条第2号に該当するが、被処分者に校長が含まれない文書（文書5、文書6及び文書10）においては条例第7条第2号に該当するものとはいえず、開示することが適当である。

なお、文書5については、実施機関は学校名と合わせて、学校名の特定につながるとして、市町村名、文書記号のうちの市町村名、市町村教育委員会名、市町村教育委員会の印影（以下「市町村名にかかる記載」という。）を非開示としているが、上記のとおり学校名を開示すべきものであるから、市町村名にかかる記載も開示すべきである。

一方で、文書10については、当審査会がインカメラ審理により見分したところ、学校名の非開示部分に、事故発生時の学校名とあわせて、事故報告時の被処分者の所属する学校名の記載が認められる。実施機関の説明によると、各所属ごとの教職員の職名及び個人名については、人事異

動の際に報道機関等に配付し、公表しており、また、事故発生時に当該学校に所属し、事故報告時に当該記載学校に所属する教諭は当該被処分者1名であるとのことである。よって、文書10のうち、事故報告時の学校名については、被処分者の識別につながる情報であるため、条例第7条第2号に該当し、非開示とすべきである。

(ウ) 年齢

被処分者の年齢及び被害生徒の年齢については、これを公にした場合、既に開示されている市町村名、事案の概要等及び前記(イ)により開示することが適当と認められる一部文書に記載のある学校名との組み合わせによっても、一般人が特定の個人を識別することは困難であると考えられる。よって、年齢は、条例第7条第2号に該当するものとはいえず、開示することが適当である。

(エ) 校務分掌、組

校務分掌(別紙の(2)の表中②においては役職と記載されている。)及び組は、これを公にした場合、既に開示されている市町村名、事案の概要等、前記(イ)及び(ウ)により開示することが適当と認められる一部文書に記載のある学校名及び年齢との組み合わせによっても、一般人が特定の個人を識別することは困難であると考えられる。よって、校務分掌及び組は、条例第7条第2号に該当するものとはいえず、開示することが適当である。

ウ 文書11について

(ア) 実施機関及び審査請求人の主張

実施機関は、本件文書の学校名、個人名、市町村欄のうち学校名が特定される部分を公にすると、教職員及び被害生徒が識別され、個人の権利利益を害するおそれがある旨主張する。

一方で、審査請求人は、文書11に記載されている内容は、体罰情報を中心とした職務の遂行にかかる情報のみで

あり、公務員のプライバシーに関わる具体的な懲戒処分等の内容の情報は記載されていないため開示すべきと主張する。

実施機関は、文書11について、文部科学省体罰調査の結果を表にしたものであり、表中校長氏名欄に記載された校長を含め氏名欄に記載された教職員は全て懲戒処分等を受けたために記載されている旨説明する。

(イ) 審査会の認定

具体的な懲戒処分等の内容の記載の有無は、事案により異なるものの、文書11の標題は「処分 小中学校」であり、実施機関は、処分を受けた教職員のみが記載されている旨説明していることからすると、文書11は教職員及び校長に対して行われた懲戒処分等にかかる情報であり、教職員及び校長の個人名は、私事に関する情報と認められる。

被処分者の所属する学校名及び学校名を識別し得る市町村名については、校長氏名欄の記載がなく、被処分者の職名が教諭、講師のみである事案においては、学校名と既に開示されている市町村名、事案の概要に記載されている日時、場所等との組み合わせで被処分者を識別することは、一般人にとっては困難であるものと考えられる。また、実施機関は、学校名及び学校名を識別し得る市町村名を開示すると、被害生徒の特定につながると主張しているように解されるが、一般人がこれらの情報から被害生徒を識別することは困難である。

ただし、校長である被処分者を、一般人が通常入手し得る情報との照合により、特定の個人を識別することが相当程度の確実性をもって可能であると認められる学校名及び市町村名については、校長の個人名と同様に私事に関する情報と考えられる。

(ウ) 結論

当審査会が文書11をインカメラ審理で見分したとこ

ろ、文書11の表中1～12、14～22、31、32、39～44、46、48～51、53、54、57、58、61、62、64～67、69～73、75、76、78～86及び88の事案については、条例第7条第2号に該当すると認められる。

よって、文書11の表中上記事案以外の13、23～30、33～38、45、47、52、55、56、59、60、63、68、74、77及び87の事案の学校名並びに59、60及び77の事案の市町村名は、条例第7条第2号に該当せず、開示すべきである。

### 3 結論

以上の理由により、実施機関は、本件対象公文書の非開示部分のうち、別表の「開示すべき部分」に記載した部分は、開示すべきである。

よって、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 別表

	①公文書の名称	②開示すべき部分
文書1	県立学校教職員事故報告	学校名、個人名
文書2	体罰に係る調査結果(県立学校分)について	学校名、個人名
文書3	教職員人事に係る内申について(平成25年3月15日付)	年齢
文書4	教職員人事に係る内申について(平成25年8月29日付)	年齢
文書5	教職員人事に係る内申につ	学校名(市町村名含む。)、文書記号のうち市

	いて（平成26年3月13日付）	町村名、市町村教育委員会名、市町村教育委員会の印影
文書6	教職員の処分について（報告）（平成25年6月3日付）	学校名、年齢、組
文書7	教職員の処分について（報告）（平成25年12月25日付）	年齢
文書8	教職員の処分について	
	平成25年9月5日付け橋教学第653号	年齢、校務分掌
	平成25年11月26日付け橋教学第863号	年齢、組
	平成25年11月26日付け橋教学第737号	年齢
文書9	教職員の処分について（案）	年齢
文書10	教職員の事故報告について	学校名（3（1）の括弧書を除く。）
文書11	処分 小中学校	学校名（表中13、23～30、33～38、45、47、52、55、56、59、60、63、68、74、77及び87の事案に限る。） 市町村名（表中59、60及び77の事案に限る。）

## 第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
平成29年5月30日	○諮問（実施機関）
平成29年7月21日	○実施機関からの弁明書及び反論書の写しを受理
平成29年8月21日	○審議

平成29年8月25日	○実施機関からの資料を受理
平成29年9月4日	○審議
平成29年9月15日	○実施機関からの資料を受理
平成29年9月25日	○審議
平成29年10月3日	○実施機関からの資料を受理
平成29年10月13日	○審議
平成29年10月25日	○実施機関からの資料を受理
平成29年11月2日	○審議
平成29年11月13日	○審議
平成29年11月22日	○実施機関からの資料を受理
平成29年12月5日	○審議
平成29年12月19日	○審議
平成29年12月25日	○実施機関からの資料を受理
平成30年1月11日	○審議
平成30年1月31日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成30年2月14日	○審議

平成30年2月26日	○実施機関からの資料を受理
平成30年3月6日	○審議
平成30年4月26日	○審議
平成30年5月8日	○審議

【別紙】

(1) 本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成29年4月13日	1) 和歌山県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24，25年度分） 2) 公立学校の教職員に係る人事行政状況調査（文部科学省）調査票【要式1－3】懲戒処分等(3)（体罰に係るもの）（平成24，25年度分）

(2) 平成29年4月28日付け学人第04280001号による部分開示決定

	①公文書の名称	②開示しない部分
文書1	県立学校教職員事故報告	学校名（作陽及び国士舘高等学校を除く。）、 個人名
文書2	体罰に係る調査結果（県立学校分）について	学校名、個人名
文書3	教職員人事に係る内申について（平成25年3月15日付）	学校名、個人名、年齢、生年月日、住所
文書4	教職員人事に係る内申について（平成25年8月29日付）	
文書5	教職員人事に係る内申について（平成26年3月13日付）	学校名（市町村名含む。）、個人名、年齢、生年月日、住所、文書記号のうち市町村名、市町村教育委員会名、市町村教育委員会の印影
文書6	教職員の処分について（報告）（平成25年6月3日付）	学校名、個人名、年齢、組
文書7	教職員の処分について（報告）（平成25年12月25日付）	

文書8	教職員の処分について(平成25年9月5日、平成25年11月26日付)	学校名、個人名、年齢、組、役職(ただし、特定の個人を識別することができることとなるものに限る。)
文書9	教職員の処分について(案)	学校名、個人名、年齢
文書10	教職員の事故報告について	学校名、個人名
文書11	処分 小中学校	学校名、個人名、市町村の欄のうち学校名が特定される部分

③開示しない理由

条例第7条第2号該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。